

# 第3回世羅町議会定例会会議録

令和4年9月6日  
第2日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第3回世羅町議会定例会 (第2号)

令和4年9月6日  
午前9時00分開議  
於：世羅町役場議場

第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 陸 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 山 名 智 並	健 康 保 険 課 長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商 工 振 興 課 長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 和 泉 秀 宣	せ ら に し 支 所 長 山 崎 誠
教 育 課 長 松 浦 ゆ う 子	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和4年第3回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和4年9月6日】

順番	質問者	質問事項
1	2番 上羽場幸男	1 持続可能な農業を実現するには
2	6番 田原賢司	1 債権回収の管理体制の強化について
3	8番 松尾陽子	1 女性のデジタル人材育成を 2 高齢者支援の充実を

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 昨日に続いて、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず最初に 「持続可能な農業を実現するには」 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 皆さん、おはようございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず持続可能な農業を実現するためにはということですね、今、農業経営は非常に厳しい状況に置かれております。令和4年3月に世羅町では第2次世羅町農業振興ビジョンが取りまとめられました。しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染症の影響、更には、ウクライナ情勢の影響など、ビジョン策定後に発生した大きな要因により更なる現状分析が必要と考えられます。また、「所得向上による持続可能な農業の実現」と掲げてありますけれども、具体性に乏しく効果的な施策を講じられているのかを以下の6つの点から問います。

まずはじめに世羅町農業の現状分析は。

「持続可能な農業の実現」の前段に「所得向上による」とあります。まさにここが肝であります。町内農業従事者の所得について現状をどう分析をしているのかについて問います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。2番 上羽場幸男議員の世羅町農業に関するご質問いただきました。持続可能な農業を実現するために町の取組

みはいかにということでございますけれども、現状世羅町の農業に関しては農業産出額で見ましても、畜産に頼るところが多くございます。約2分の1程度は畜産業でございます。その後水稻であったり、園芸作物の作付については、農業法人中心にですね、さまざまな作物への転換、また所得向上に向けた取組みがなされております。しかしながら近年の資材高騰、またさまざまなコロナウイルス関係のことでかなり厳しい状況が続いている状況です。国や県のさまざまな事業でございますけれども、そのなかでも中山間直払であったり、多面的機能、さまざまな支援を受けてやっとなることができるというような状況の法人もお聞きしているところでございます。農外企業も農業に参入いただきましてさまざまな雇用も生まれてきているところでございます。

今後農業展開についてはですね、やはり議員おっしゃられますように、所得向上を目指して、さまざまな若い世代が取組んでいただけるような仕組みが必要であろうと思っております。

農林業センサスによります販売金額規模別経営体数の推移についてでございますが、100万円未満の小規模な経営体が平成22年に1,416経営体だったのに対しまして、令和2年には786経営体と大幅に減少している一方、1千万円以上の経営体については、平成22年に68経営体だったものが、令和2年には80経営体に増加をしてございます。

また、経営耕地規模別経営耕地面積の傾向といたしましても、10ha以上の集積割合が平成22年に30%だったのに対し、令和2年には50%に達してございます。大規模経営体への農地の集積と経営規模拡大が進んだものと考えているところでございます。

今後におきましてもさまざまな農業者、新たな展開を迎える時期と思っております。JA等もいろいろな取組みを進めていただいておりますけれども、しっかり連携する中で世羅町の農業がしっかり羽ばたいていけるように取組んでまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ご答弁いただきましたけれども、私の通告書ではですね、所得の現状分析はと質問をさせていただきました。答弁にはですね、農業

者の農業従事者の所得については全く触れられておりません。そこについて再答弁を求めます。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ご質問いただきました農業者の所得の現状分析でございますが、まず所得につきましても、担当課といたしまして細かく把握をしたものはございません。しかしながら農業所得全体の動向といたしましてはここ数年マイナスになっているというのは申告等の全体的な状況を見る中でですね、マイナスになっているというところにつきましても把握しているところでございます。

また法人におきましてもですね、個々の法人の所得を把握して整理したものは持ち合わせておりませんが、先程の町長の答弁にもありましたように販売金額で見ますと、これはセンサスによるものでございますが、1000万円以上の経営体が68から80に増えてきているところをまず見ますと、大規模な法人を中心にですね、これが所得かと言いますとむしろかしい点がございまして、販売金額は伸びてはきているというふうにはみております。よってですね、所得のほうもですね、大きい大規模な、いわゆる企業的に経営されている法人におかれましては、伸びている部分もあるかと思えます。しかしながら農業法人の中にはですね、集落を中心に、農業法人として経営されている経営体もたくさんございまして、そういった法人についてはですね、なかなか所得が伸びていくというところは厳しい状況ではないかというふうに認識しているところでございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の答弁の中にですね、所得の現状というものは全く分析されてないというご答弁でございますけども、ここにですね、第2次世羅町農業振興ビジョン、令和4年3月に策定したものがございまして。その前は平成23年の10年間。そこのですね、ビジョンの下にですね、所得向上による持続可能な農業の実現と書いてあります。掲げておられるわけですが、その所得向上ということを書かれているからにはですね、やはり目標をちゃんと持って

しっかりどういうプロセスで向上させていくかというものを持ってらっしゃらないと何もできないはずなんです。そのところはどうぞお考えでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。議員ご指摘のようにですね、今回作成しております世羅町農業振興ビジョン、こちらにですね、所得向上による持続可能な農業というしっかりした目標を掲げて進めてまいっております。そこには目標が当然必要だろうということでございます。この所得向上に向けてのですね、目標でございますが、町が示している目標といたしましては、いわゆる農業種別にですね、細かく示したものはございませんが、認定農業者の目標というのをまず掲げているところでございます。こちらが年間所得400万円という目標を掲げているところでございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではですね、今回の3月にできたものは第2次でございます。第1次、最初の方ですね、これが平成23年、それから平成32年、2020年までですが、この間にどういった成果を上げられましたか。目標に対してどういう成果が出たのか、その部分をお尋ねをいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。この第2次の農業振興ビジョンの以前、勿論1次があったわけでございますが、こちらから2次を作っていくまでの当然同じような形でですね、農業の振興に対する目標なりを掲げて進めてまいったところでございます。1次ですね、目標数値はこちらに持っておりませんが、当然そういった目標を掲げながらビジョンを作ってますね、それに進めてきた結果がですね、先程の町長の答弁にもありましたように大型の経営体をですね、進めていくことが効果が出てきたのではないかというふうに認識しているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 成果が出てきたのではないかという、そういうものすごくあいまいな表現でございます。各農事組合法人はですね、町に対してですね、毎年決算書を提出しております。この決算書をですね、どのように活用されてますか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。町のほうへ提出いただいております法人のですね、決算書でございますが、こちらにつきましては、この提出をいただいておりますのは、国・県等の法人の状況調べという調査がございまして、そちらのほうの資料根拠にさせていただいているものでございます。そちらのほうの資料ということで提出をお願いして、提出いただいたものですね、その中から必要な部分を調査の回答として利用させていただいております。そういった形で根拠として使用させていただいております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） お答えになっておりません。ここで所得向上を、何回も言うんですけど、そこを大きな題目として謳っているからには、そのところはちゃんと調べとかないけんでしょう。調べてまた次にどうしようか、じゃあ、所得向上にどうやったら結びつけるんかということを考えていくべきじゃないですか。ここにもものがありますけど、ビジョンの、2つ。これは町ご自身でお作りになったもんですか？町の人がどこまでしっかり目を通されてですね、やっておられるんですか。その部分についてもちょっと疑問に思いましたのでお尋ねをいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。まず、所得の目標を掲げているからにはですね、議員ご指摘のようにその所得のですね、現状をきっちり把握して、先程答弁いたしました決算書のですね、その決算書をせっかく提出していただいておりますので、これにつきましてはですね、今後所得の現状

把握、そしてまたこれによってですね、法人等ですね、経営状態がどうなのかといったところは、今はそういった整理が、いわゆるデータとしてのですね、整理がなかなかできてない部分がございますので、そこはご協力いただく法人のいろんな資料につきましてはですね、しっかり今後の目標に向けてのですね、根拠のデータとして現状把握して次へ進んでいくということはもっともだと思いますので、そこはしっかり今後活用できるように整理してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また農業ビジョンにつきましてはですね、当然これが町の今後の農業振興の基になる。それは私もですが、職員もそういうふうにそこはしっかり認識しておりますので、そこに書かれてあるビジョンが達成できるようにですね、進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今まで10年間は何もしてこなかったということをおっしゃったのと同じでございます。それはですね、農業に対する施策というものを決めるときに全く活かされてないということはどうやって施策を決められるのか。場当たりの施策の打ち出し方、そのように受け取るんですよ。今のお言葉ですとね。ですからやっぱりどういう現状があるので、どのように対処するかというのは基本中の基本じゃないですか。その部分においてですね、今の産業振興課長だけではないですね。もう10年の間、いろんな人が関わっていらっしゃいますので、そのところに関してもですね、皆さん、しっかり反省をしていただいでですね、見つめ直していただきたい。そしてですね、所得の分析ということを再三申し上げておりますけど、それをどのようにお使いになりますか。分析されたら、今後早急に分析されると思いますけども、今申し上げたんで。どのようにお使いになりますか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは2番上羽場議員からのご質問に私よりお答えをさせていただきます。

この世羅町農業振興ビジョンにつきましては現在2期目を始めたところでご

ざいます。ご指摘いただきますように平成 23 年から平成 32 年、いわゆる令和 2 年に向けて第 1 期を進めてまいりました。その中のひとつの成果をですね、踏まえた上で、第 2 期につなげていくことは必定の部分でございます。第 1 期の成果としましては、やはり新規就農の部分をしっかりとお組んできておるところでもございます。雇用就農者については 43 人をその間ではありますが、迎えてきたところでございます。また、担い手間連携による生産性の向上ということで、耕畜連携等ですね、しっかりと法人間の聞き取り等も行いながら進めてきたところではありますけれども、まだまだこれは道半ばの部分でございます。これからも引き続きしっかりと進めていくことが必要と存じます。

そして第 2 次のこのビジョンの中に所得向上というひとつの前提がある中で、そこがはっきりしてないというところをですね、しっかりとご指摘、強くご指摘をいただいたところでございます。担当課長が申し述べましたけれども、決算書をいただいているものが統計だけに用いるのではなく、現在の法人、皆様方の状況をしっかりとしてそれから分析をし、その上で必要な支援、また施策を導いていくことが必要でございます。その上で、農業ビジョンの中に具体的な所得の部分が示されておらないところでもございます。目標値をしっかりと設定して進んでいくこと。これは非常に所得の目標値を定めるというのはむずかしいところではございますけれども、いただきました、また各法人から聞き取りをさせていただく中で、その状況が冒頭、担当課長から答弁の中でもマイナス部分が大きいという答弁をさせていただきましたが、そのマイナスがいわゆる労力、また経費についてのマイナスなのか、そして機械、資本等についてのマイナスなのか。そういったところをですね、しっかりと各聞き取りを、決算書を拝見させていただくとともに、状況をヒヤリング等も行いながら、進めてまいらせていただきたいと思います。書面での提供、提出をいただくことに捉われませず、引き続き状況を、実態をいただきながら進めてまいりたい。その部分で提出、拝見させていただいた資料を確認をし、課題を探ってまいりたいと存じます。

○ 2 番（上羽場幸男） はい、議長。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） まだ納得をしておりません。おっしゃっとられること

に。まずですね、法人所得もそうです。個人農業従事者の所得、これも非常に今からのですね、農業をどうやっていくかというところに対しては分析してみて何が必要なのかということを考えていくべき。それで第1次の振興ビジョンができたとき、ちょっと以前にですね、法人がどんどんどんできてきたわけですね、世羅町ではね。そこの法人の経営状態、または人員構成、そういったことを見てですね、農業をどういうふうに導いていくかということを決めていただかないといけない立場でございますよね、皆さんはね。そこのところをですね、今現状、所得の把握しっかりしてないということではありますけども、どのように持っていきこうとされてますか。所得以外で含めてですね、実際には所得が一番大事なんですよ、本当はお金がいただけるかどうか、それで食っていけるかどうかというのが一番大事なんです。持続するか、する、せんに。ただ、今のところをそうやって所得の部分进行分析、あまりなさってないようなので、その部分以外でも持続可能ということをお考えなんだろうけど、それをどのように舵取りをなさろうとしているのか、そこについてお尋ねをします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。まず先程私の答弁の中にですね、第1次のビジョンから2次のビジョンへ向けての何もできてないという言い方ではないんですが、なかなか分析ができてないというところを含めた答弁させていただきましたが、所得の部分についてですね、現状で分析がなかなかできてないというところで答弁させていただいたということで、確かに議員ご指摘のようにですね、現状でそういうことは以前はできておったのかということになります。以前のところで言いますとですね、法人等からですね、聞き取り等はしっかり行いながら、新しいビジョンを作るのは、そういった形では進めてきたというふうには私も認識しているところでございます。また、所得が一番大事ということ、そこは私もですね、もっともだというふうに認識しております。所得が伸びていかなければですね、就農された方にしてもそうですが、現在農業を行われている方につきましてもですね、今後続けていく。そしてその農業を続けていくことができますね、集落を守っていくということにもつ

ながっていくとっておりますので、これはいわゆる農業で生活ができるというのが一番の目標ではないかというふうに思っております。ですから議員ご指摘のように所得を伸ばしていくというのは農業振興の大きな目標ではないかというふうには思っております。

またですね、それではどのように持っていくのかということでございますが、これは、今までもそういった形で進めてまいったと思っておりますが、やはりこれだけですね、農業集落法人ができるなか、そのなかでですね、今、やはりそこにも高齢化によってですね、あと5年、厳しいのはあと2、3年、今後どうなるんだろうかというような声は聞いているところでございます。そういったところを考えるとですね、今後それを誰が担っていくのか。それをじゃあ、周りの法人が助けることができるのかと。そういったところがですね、いわゆる先程の副町長の答弁にもありましたように、法人の連携であったりですね、また、法人2階建てというような言い方をするんだと思いますが、法人同士でですね、新たな法人を作ってですね、経営をしっかりと安定させるといったようなことがですね、重要になってくるかと思っております。町もそういった形でですね、大きなところではそういった更に連携を進めて広く農地をひとつの法人がやっていけるような形がまずは重要ではないかと思っております。

また先程いわゆる個人の農家についても触れていただきましたが、こういう個人農家を置き去りにするというのではなくてですね、個人農家の方が今後農業がむずかしいという声は法人以上に聞こえているところでございます。これにつきましてはですね、やはり自らがやっていくのが一番確かにいいと思っておりますが、なかなか年齢と共にできない部分は当然出てきます。それにつきましてはですね、やはり農地を守っていくためには誰かにお願いをしていくということになりますので、それを集積できる近くの法人であったり、また個人でもですね、幅広く受けることができる経営体であればそれでもいいと思っておりますので、そういった形でですね、そういったつながりの中で農地を守っていけるような農業も必要ではないかというふうに思っておりますので、そういったことが進んでいくように取組んでまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今やってないことをどうこう言ってもしょうがないんですが、ただ今年度もまだあと半年あります。その間にですね、しっかり分析をしていただいて、どういうふうに取り組んでいくかということのを第2次の農業ビジョン出ておりますけれども、その後ろへでも付けてもらってですね、今からこうやって進めていくよというビジョン、所得向上ということのをしっかり捉えたですね、ビジョンをですね、踏まえたビジョンを作っていただきたい。それによって次のね、どうやって個人の農家さん、また法人をどうやって持続を可能なようにしていくかというのを考えて、そこをうまくリードしていただきたいという思いでございます。

それでは2番目にまいります。新規就農者についての施策はいかにと題しまして、新規就農者を迎えるために、国や県と共に世羅町として施策を講じておりますけれども、どのようなものがあるか、また、それがどのような効果を上げているか。それをどのように分析をされて、次に打つ施策について、どういうものがあるかということのを答弁を求めます。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは2点目の「新規就農者についての施策はいかに」についてお答えします。

新規就農者の受け入れや支援策といたしましては、まず国の新規就農者育成総合対策がございます。この制度は、就農に向けた研修資金や経営開始の資金、機械等の導入を支援するものでございます。

本制度は独立自営の新規就農者が対象であり、令和4年度は、2名の新規就農者がこの制度を活用して、ぶどうの栽培を開始されたところでございます。

また、町においても世羅町担い手育成協議会において実施している新規就農に向けた研修制度である「世羅産業創造大学」によって、昨年度までに、23名の方が就農いただいたところでございます。

しかしながら、独立自営での新たな営農開始については、特にここ1、2年のコロナ禍や資材高騰により、早い段階から安定的な収益確保につなげていくことがむずかしくなっており、町としましては、この課題の解決に向けて、初期費用を抑えるための新たな栽培方法や、限られた農地面積と管理体制でも営

農可能な品目の組み合わせ等を、県の東部農業技術指導所や JA 尾道市等と検討してまいりたいと考えております。

また、高齢化や人手不足が深刻化する農業法人等の担い手確保に向けた、雇用就農に対しては、町独自事業のニューファーマー支援事業により、引き続き受け入れ支援を行ってまいりたいと考えております。

○ 2 番（上羽場幸男） はい、議長。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） ご答弁いただきました。最初ですね、真ん中あたりに出ました新規就農者に向けた研修制度、その他いろいろ支援を育成協議会において支援をされておりますが、この新規就農された方のその後のフォローというのはどのようになっておりますでしょうか。

○ 産業振興課長（山口 徹） 議長。

○ 議長（米重典子） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。新規就農者のその後のフォローということでございますが、町では新規就農者に対しましては半年に 1 度の面談等を行う中でですね、就農状況の確認、相談など行っているところでございます。また、これは随時でございますが、先程の担い手協議会の中の構成団体によってですね、機会をみては相談指導にあたっているところでございます。

○ 2 番（上羽場幸男） はい、議長。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 新規に就農された方、今まで 40 数名、それでも昨年度で 23 名の方というお答えでございましたけども、その人数はその後、23 名の方、また 40 何名の方というのはですね、その後そのまま就農を続けてらっしゃる状況でしょうか。

○ 産業振興課長（山口 徹） 議長。

○ 議長（米重典子） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（山口 徹） 23 名の創造大学の卒業生の方のその後でございますが、このうち現在ですね、認定農業者としてご活躍いただいているのは 17 名でございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 23名の方の内17名ということで理解をしたんですが、ほか6名の方はどのようになられましたか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。残りの6名の方でございますが、こちらについては把握できたものを持ち合わせておりません。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 半年に1度面接されているということでありましたけれども、把握ができてないということではないんですね。

その他にニューファーマー事業というのがございますけれども、これについての効果はどのように見ておられますか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） ニューファーマー事業の効果でございますが、ニューファーマー事業におきましては今年度で継続中の方が15名、新規予定で、今年度からニューファーマーとして取組まれる予定になっている方が3名ということになっております。そういった形で継続されている方もおられる。また新たにこれを利用してですね、取組まれようとしている方がおられるということにつきましてはですね、担い手育成の効果は出ているものと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ニューファーマー事業のことですけれども、ニューファーマー事業、月額12万5000円ですかね、このものを支援して、確か5年間だったと思いますが、それを支援をされて就農につなげていく、または独立につなげていくというものであります。ただこの利用された方もですね、いろんな途中でのですね、家族のことであったり、本人の身体のことであったり、そし

てまたはやってみただけどどうしてもやっぱりついていけないとかいうようなことでですね、途中でやめられる方もいらっしゃいます。この辺の把握はできておりますか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えします。ご指摘のようにですね、今までやめられた方というのはございます。ただ私がですね、人数、また詳細の資料を持ち合わせておりません。ただやめられる場合にはいわゆる補助金の返還というのも出てまいりますので、当然町としてはそれは把握はきちりできているということでございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今、課長の答弁の中に補助金の返還という言葉が出ました。これはですね、一応そういう事業だと承知の上でですね、利用されている雇用主、または就農者、当然そうだと思うんです。ただこの返還というところは非常に新規就農、新規雇用のところでですね、この制度を利用するときのネックになっている。非常にここを考えたときに、ちょっと利用できないとか、私は5年間ちゃんとやって雇用主さんもしっかりと雇用していき、また独立に向けたり、雇用を進めていくという考えでですね、取組んでおられても、ただ5年間のうちに何かがあるかもしれないという不安をお持ちなのではないですか。その部分があってですね、非常に使いやすい制度、事業になっていないところがあるんですが。この辺の話しをですね、就農者、または雇用主の方とお話をされたことがありますか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） ご指摘いただきました、いわゆる補助金の返還につきましてはですね、確かにいろんな事情で途中でやめられることはあると思います。これはですね、しかし一応当初しっかり説明をするなかで、お約束いただいてですね、町も当然支援をしまっていておりますので、そういったなかで最後までですね、やっていただきたいというふうに当然思っているところ

でございます。ただ私がですね、いわゆるそういったお約束なり相談のなかで私がまだ直接話をしたことがございませんので、担当からはそういった状況であるということは私も聞く中で把握しておりますが、直接の声はまだ聞いたことがございません。今後機会をみてしっかり相談には乗ってまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） このニューファーマー事業による補助金の途中でやめられたときの返還ですけれども、これは誰がするべきものなのでしょうか。ここは雇用主、またはそれでいただいている、雇用主のほうへいったん補助金は入るわけですけれども、それで賃金を支払われている方、その方に返還の義務はあるのでしょうか。そこはどうでしょう。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 先程のご質問のですね、返還をする場合、雇用主か、いわゆるそこへ雇用された本人かということにつきましては、まずひとつは答弁についてはですね、後程回答させていただきたいと思っております。と申しますのが、先程5年間のこの事業で支援していくというふうになっておる事業でございましたが、いわゆるなかなか独立自営がむずかしいという点がございまして、今までは独立自営も支援しておりました。ご指摘いただきましたように雇用された方も対応していくという形でやっておりましたが、独立自営がなかなかむずかしい中で、今年度から3年間のいわゆる雇用に対する支援というふうにしておりますので、今、継続中のいわゆる5年間の方につきましては、返還につきましては、ちょっと要綱を持ち合わせておりませんので、後程答弁させていただきます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） せっかくですね、素晴らしい事業でありますので、そのところをですね、やはり利用者の方、一応要件は決められておるとは思いますが、ほんとにその要件がためになっているのかどうかということ踏ま

えてですね、利用者の方と一緒にですね、お話しを聞いていただいてですね、  
どういう形で進めるのがほんとに効果的なのか。また将来に向けてですね、一  
時の支援ではありますけど、それを返還をすることがほんとにいいのか。返還  
をしなくてもそれが次につながるようになるのかというようなことも踏まえて  
検討を進めてください。そしてですね、いろいろな方がいらっしゃいますの  
で、その話をよく聞いていただきまして、金額的にも今の金額が妥当なのか、  
返還はしなくてもいいのもう少し額を下げていくほうがいいのか。そういつ  
たことも考えていく時期ではないかと思えます。

それでは3番目の質問に移ります。

進んでいるのか担い手育成と題しまして、世羅町においては、集落法人を含  
め、農業の法人経営体が平成25年頃よりほぼ横ばいで推移をしております。  
しかるに、経営耕地面積は減少しております。この状況は個々の法人の受け入  
れ能力が衰退していると分析されるのではないかと思います。農業従事者数は  
70歳代の割合が1番高く、今後もその傾向は続くと考えられます。当然、農業  
法人の構成員も同じであります。農業従事者数の推移をみると、今後3年程度  
で、多くの法人が立ち行かなくなるのではないかと危惧するところでありま  
す。農地の荒廃をはじめ、水路や、農道の維持管理が困難になるのみならず、  
集落の崩壊までもつながりかねない。この状況で町はどのように対応をされま  
すか、そのことについてお尋ねをいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。3点目の「進んでいるのか担  
い手育成」についてお答えいたします。

町としましても、集落法人等における高齢化や担い手不足は、今後の世羅の農  
業にとって深刻な課題と受け止めており、先程の答弁でもお答えいたしました  
ようにニューファーマー支援事業による雇用確保を進めてまいりたいと考えて  
おります。

また、将来の農地利用の姿を明確化していく「人・農地プラン」の取組みにつ  
いて、町も、積極的に地域の話し合いに参加させていただきながら、今後の世羅  
町の農地の維持について、地域ごとの課題を把握しながらその解決に努めてま

います。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ニューファーマー事業、その他いろいろ雇用に向けた取組みがなされていること、これはよくわかります。ただですね、法人雇用など今後進めるときにですね、特に若い人のですね、就職を促す、雇用を促すということが大事だと思うんです。しかしながらですね、家族を含めてですね、なかなか将来に不安がある。勿論所得の問題ですね、最初のね。その部分に立ち返るんですけども、その部分で不安があります。そして将来、将来というのはですね、私らも含めてですけども、現在、年金をいただくような身になりまして、この年金制度というのはやはり非常にありがたいなということを痛切に感じとるわけです。そういったことがある。ただいまの農業だけをやっていらっしゃる方なんかは国民年金というものを主におかけになっていると思いますけれども、雇用、法人が雇用するとき、厚生年金や社会保険、この制度を利用するという事は非常に有益だと思うんです。その部分についてですね、今のニューファーマー事業やなんかと組み合わせる形でもよろしいんですけども、何か支援ができないものかと私はいつも考えるところであります。そういうお考えはありませんか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。いわゆる法人に雇用された方の厚生年金だったり、社会保険であったりの助成ということであるかと思いますが、確かに農業経営がですね、非常に厳しい中で、またそういった部分をいわゆる法人の中で出していく、いわゆる取組んでいかれるというのはたいへんだというふうに認識しております。しかしながら今の現状を考えますと、やはり厚生年金、社会保険等はですね、どの事業者さんも、事業者さんのほうで取組まれているということでございます。そこを考えますと、なかなか町でその部分にですね、直接助成をしていくというのは非常にむずかしいところがあるかと考えております。それで、まずはですね、基本になることかと思いますが、その制度を利用できる事業者様、そういったしっかりした経営体になっ

ていただくということを町は支援をしていく必要があるかと考えておりますので、まずは事業者様がそういった制度を利用できるしっかりした経営体になっていただけるようにですね、町もそういったしっかりした経営体ができるように支援をしてまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 当然しっかりした経営体になることが大前提ではあります。それではですね、退職年齢の引き上げなどによってですね、法人の仕事に従事できる人、体力的にも気力的にもですね、非常に大體衰退した人が増えてまいりましたので、法人の体力もそれにしたがって落ちてきているのが現状だと思います。そうなったときにですね、法人間連携というのは非常に大事であると思いますけども、町はですね、どういうふうにその法人間連携をリードしていくか。たとえば、どの範囲の法人をどういうグループで連携をさせていくかというようなことをですね、行政の中でお考えになったことがございますか。いかがでしょう。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ご指摘いただきましたように、法人においてもですね、高齢化等が進んで担い手不足というのはここ数年の間にですね、むずかしい法人も出てくるのではないかと考えております。そういったなかで、法人連携についてでございますが、これは町としましてもですね、今後、いわゆる先程から答弁の中に出しておりますが、いわゆる大規模な部分は大規模な経営体として進めていく中で重要なことと考えております。この進め方でございますが、現在法人訪問というのを行っております。この法人訪問のなかでですね、今、法人である課題、そういったのをお聞きしながらですね、今後へ向けてのですね、考え方等をお聞かせいただいているところでございます。その中へですね、町といたしましても連携が必要な法人というふうに思われる場合はですね、そういった連携を考えてみてはどうかというようなお話しもしながらですね、今後の在り方については聞き取りを行っているとところでございます。そういったところにですね、力を入れながら法人の皆

様と一緒にですね、今後の在り方を考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また法人連携の範囲でございますが、これはあくまでも町がここからここと決めるものではございませんので、当然地域に合った連携というのが重要になってくるかと思えます。しかしながらですね、考え方といたしましてはやはり作業効率、それから機械も当然共同という言い方は違うかもしれませんが、機械も少ない台数で当然作業を行ってまいりますので、そういったところがスムーズに進むような連携を行っていくということ。つまりは圃場等もですね、当然できるだけつながったところで連携していくというのが非常に今後の作業効率を上げていく上でもですね、重要と考えておりますので、そういった地域間の連携で法人連携を行っていただくのがよろしいのではないかとというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のお話し聞いてまして非常にぬるいと。もう全く対応をされようとする積極的な姿勢が見えない。というのがですね、課長もですね、町内に住んでいらっしゃる、もう実態は肌身で感じていらっしゃると思うんです。いちいち皆さんのお話しを聞くまでもなくですね、これは非常に危惧するところだなというのは、もう肌身で感じていらっしゃると思います。ここにいる皆さんすべてですね、だからもうすぐにやらないけんわけです。すぐにやらないけんということは、法人間の、法人の皆さんに当然お任せすることも大事ですけれども、先程申し上げたように、皆さん高齢化してなかなか気力がもうなくなっているんですね。というのが未来を考えるには自分はそこで何を提言する、それが自分ができるわけでないと考えられる。だからそれ以上は踏み込めないというところがあります。それをやはり踏み込んでいただける、次の世代につなげていく面もありますけども、たとえば10人の構成員がいらっしゃるでもそのなかで、次に活動、3年先、5年先に活動できる方は、2人、3人です。その方のご意見をいただいて進めることは大事ですけども、ただ今の高齢の、長老の方もやはりいろんな意見を持っていらっしゃる、その部分を若い人が無視できないという面もあるんです。ただ町とし

てはやはりリードする必要があると思うんです。こういう形で臨んでいくべきではないか。いや、こういう形がいいんじゃないでしょうかなど、アドバイス、コンサルタント、そういったことができると思うんです。ただそれをしようと思えば皆さんが考えてらっしゃらないといけない。いろんなことを頭の中で描いてらっしゃらないといけない。それができてないということを経理長おっしゃったわけですが、それをすぐにでもやって、すぐにでも法人間連携のプロジェクトを立ち上げていただいてですね、今後のたぶん3年くらいで皆さん手を挙げられる方がいらっしゃると思います。そのうち万歳するよと。そのことに対してどうやって対応していくかというのはすぐにやらないと間に合いませんのでやられますか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） ご指摘いただくとおりだということもあるなかです。今、法人訪問をまだ今年度で言いますと5、6か所しかまだ行けてないところもございます。そのなかでご意見聞く中でですね、ご指摘のようにもういけんのじゃという地区もあり、またもうしばらくはわしらでいけそうなどという地区もあり、それが本当に安心して言われているのか、まあまあわしら、長老という言い方はあれですが、今、主力としてですね、高齢ではありながら主力としてやられている方というのはやはり自分らがまだやっていくんだという思いをお持ちなので、そういった点で、まだ大丈夫だとおっしゃっていただくのかもしれませんが、そういったいろんなご意見があるなかで進めていく必要があるというふうに思っております。そういうことを捉えますとですね、早急な課題ということとは認識した上でですね、地域のいわゆる法人の意見もしっかり聞きながらリードしていきたいというふうに考えております。連携のプロジェクトを新たに別な組織で立ち上げるというのはなかなかあれですが、今、担い手協議会、先程から出ておりますが、そういった協議会もございます。また法人の連絡協議会もございますので、そういったところへしっかり職員がですね、連携についての意向を聞きながら、できるだけ早急にそれが進んでいくようにですね、今まで法人を県内トップクラスで進めてきたと同じようにですね、トップクラスで連携が進んでいくように、しっかりリードしてま

いりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） このでの質問はですね、前にも再々やっております。そのときにも今と同じような答えをいただいておりますが、当然もう時間が待たないです。ないんです。もう時間がないんです。だからすぐにやらないけん。すぐにやるということはですね、もう課長自身の頭の中にですね、もうしっかり描いていただいて、法人を訪問していろいろ話をしよるそういう段階、勿論そりゃ、連携に向けての話しをしていただくのならしいですよ。実情を聞くという時期はもう過ぎたわけですよ。そのことをですね、しっかり胸に刻んでいただいてですね、次のですね、農業の施策に活かしていただきたい。この法人間連携のプロジェクトもどういう形でもいいですけども、すぐに進めて、別な新しい部署を作る必要もないかと思っておりますので、しっかり課長が頭に立ってですね、やっていかれるべきだと思っております。私も法人協なんかの会合によく出るんですけども、そういった話を町の職員の方から聞いたことはほとんどありません。何も進めていらっしやらない。これはもう時間はあれから1年以上経ちましたけどね。このことについては以上にいたします。

次4番目です。収入保険の保険料の支援をということで、農業経営のセーフティーネットである収入保険制度が定着しつつあります。この制度は幅広いリスクに対応しており、広島県内の令和3年度保険金支払実績は226件、3億7390万円余りで、世羅町では16件、2030万円余りであります。世羅町内では、個人、法人合わせて80余りの経営体が加入をされております。経営を安定させるために欠かせないものとなっております。しかし、今の農業を取り巻く環境下では保険料支払が大きな負担となっております。

令和3年12月時点での保険料等補助の状況は、全国の地方公共団体の内、250の団体が何らかの補助制度を設けております。基幹産業であります農業の経営安定は地域経済にとって、非常に重要と考えております。保険料支援を実施するお考えがございますか。答弁を求めます。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。4点目の「収入保険の保険料支援を」についてお答えします。

平成 31 年から開始された収入保険制度は品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体をカバーするものであり、農業経営者のセーフティネットとして認知されつつあり、加入者も年々増加しているところでございます。

さまざまな農業経営におけるリスクに備え、それぞれの経営判断において加入される形が本来の保険制度の形ですが、自然災害はもとより、コロナ禍やロシア・ウクライナ情勢等、経営努力では避けられない収入減少のリスクは依然高いことが予想されるため、緊急対策として令和 5 年分の保険料に対する支援を行なってまいりたいと考えております。

○2 番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○2 番（上羽場幸男） 非常に期待させていただき言葉をいただきましてありがとうございます。

収入保険料に対する支援をされることはですね、農業者にとって非常に有効な支援であります。この収入保険というのはですね、とてもいい制度であって、過去にあった米・麦・大豆の共済制度、それではですね、全くカバーできない部分を保険料を支払うとは言いましても非常に有効な保険制度であります。ただですね、令和 5 年度に限らず継続的な支援をと思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 答弁でも申しましたようにですね、現状では令和 5 年分の保険料に対する支援というふうに考えているところでございます。今年度はコロナ交付金を財源というふうに考えておりますので、今後につきましては、そういった交付金等の状況、それからいろんなその他の財政的な部分も当然町全体としてはありますので、そういったところを加味しながらですね、考えては、検討する余地はあるかと思いますが、現在では今後のことについては一応様子をみるということでございます。

○2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 次、5番に移ります。高収益作物の選定について町はどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（米重典子） 項目は読みあげていただけますか。

○2番（上羽場幸男） 時間がないので、読んだほうがいいですか。

○議長（米重典子） お願いします。

○2番（上羽場幸男） 現在、世羅町内では圃場整備事業、水田の排水対策事業や食品加工場の早期操業に取り組まれております。収益向上を目指し、水田の利活用の効率化を進め、さまざまな作物栽培にも取り組まれております。圃場整備事業を行ったうち、4分の1の面積に高収益作物の栽培をすることになります。

面積要件を満たすことと収益確保のために、機械化による省力化を進める必要がありますが、それに適合する作物は限られるのが現実でありますけれども高収益作物の選定とそのプロセスについての町の関わり方と考え方について教えてください。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。5点目の「高収益作物の選定について」についてお答えします。

ほ場整備事業におけるソフト事業におきましては、高収益作物への転換が求められます。

この高収益作物につきましては、町が振興作物として位置付けているものが対象となり、世羅町農業振興ビジョンにおいて、出荷先の確保や、安定的な収量が見込まれ、産地として、面積の維持・拡大を今後も推進していく品目を位置付けております。

引き続き、農業法人をはじめとした関係各位や、県、JA等の関係機関と相互に連携をとり進めてまいります。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 6番目に移ります。新たな農業の展開について。

第2次世羅町農業振興ビジョンに新たな農業の展開と題して主に2つの取組

みを挙げられております。

1つ目は、「持続的な地域農業の構築」2つ目は、「スマート農業の導入、実用化の推進」であります。具体的な中身を示してください。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 「新たな農業の展開の具体的な中身は」についてお答えします。

1つ目の「持続的な地域農業の構築」については、県内でもいち早く集落営農の法人化を進めてきた本町において、農地の集積や営農の効率化が一定程度進んだ一方、なお、高齢化や担い手不足という課題に直面しており、その解決に向け、効率的な生産と組織体制強化の取組みを進める必要があると考えております。具体的には、現在、世羅町担い手育成協議会において法人訪問を行い、地域ごとの取組みや課題を整理する中で、農業機械等の共同利用というレベルから、経営全体の広域化や、法人間での労働力の融通、企業等への農業経営の継承等、あらゆる可能性を地域の実情に照らし合わせながら、町として具体的にどのような支援が行えるかを検討してまいりたいと考えております。

2つ目の「スマート農業の導入、実用化の推進」については、国や県が行う実証実験に積極的に関わることで、その課題やノウハウの共有を行うとともに、世羅町にあったスマート農業技術の実装に向けた支援についても、国や県に働きかけやすい関係づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、町独自の事業としましては、本年度から始めたスマート農業機械の導入補助により、まずは、様々な技術の導入を進めていただき、それらの中で、より世羅町にあった技術の普及が進むよう、各地域での導入効果もフォローアップしてまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 具体的にはですね、いろいろあろうと思いますので、その部分をしっかり町としても把握してください。

○議長（米重典子） 残り1分です。

○2番（上羽場幸男） そしてですね、オペレーターに関することや要員の確

保、そういったことに対してもですね、いろいろ考えられることがあるのではないかと思います。そのようなことをですね、今からのですね、農業の施策に向けてですね、しっかり取組んでいただくことを期待をいたしまして私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは私のほうからまとめといたしまして、議員おっしゃられますように、持続可能な農業、世羅町の基幹産業をしっかり伸ばしていけというご示唆をいただきました。その中でも担い手に関する、またさまざまな支援のところを拡充するという、また先般は高収益作物の選定についてどういうふうを考えているのかということでございます。町がすべきこととしてはですね、今、さまざまな農業法人もありますが、個人の農家もでございます。この中でどういう作物を将来的に世羅町でしっかり収益が上がるものに転換していくかということだと思います。過去においては園芸作物転換という流れのなかでは6品目の選定とか、さまざまな事業を行ってきた経緯もあります。しかしながら世羅町の気候風土にあった、また一番は出口でございます。いわゆるどう消費者にお届けする販売網を構築するかということになってまいります。いくらたくさんいいもの作ってもしっかりそういったものを消費いただく場所へ提供できなければ高付加価値を付けて売ることは無理かなというふうに思います。世羅町というブランド戦略もこれまでも行ってまいりました。しかしながら名前だけと言うよりもですね、やはり世羅町の品目が良品質のものが継続的に出荷し、喜んで親しんでいただける顔の見える関係、こういった農業の構築が必要であります。そういった中で農業法人もさまざまな展開されます。ただ経営体それぞれの考え方、勿論決算書にもご記入いただいておりますけれども、そういった取組みをしっかり把握するなかで、連携できるものは連携する。連携が進んだほうがいいものをいわゆる町からもいろいろとお話をするということになるかと思います。

今後スマート農業進んでいくとは思いますが、そんななかにはやはり、ひとつの経営体単独ではできない事業多くございますし、大型機械の導入等々もですね、やはり更新時期がくるものたくさんあります。そういったところへソリューション

ンパワー等々です、これまでも支援してきましたけれども、やはり大きな金額が必要となる場合、補助金、補助金といってもなかなかできないものもありますし、これまでも水稻に限らずですね、果樹に関しては選果場のこと、このたびは育苗センターの集約等々、これまでも国の補助事業たくさん頼ってきました。とりわけ一番大きな事業は上羽場議員がいろいろ進められました西大田の圃場整備事業です。これはまだスタートしたばかりというところになるろうかと思えます。これについては毎年これまでも、農水省要望。またさまざまところへお声をかけさせていただくなかで、町の取組みを紹介しつつ、世羅の農業はこんなに頑張っているんだ、中山間という地域でもこういう農業を目指そうとしているんだということを訴えさせてもらっています。やはり一緒にそういったところはですね、やらせてもらいたいと思っておりますので、どうぞ西大田圃場整備に限らず、さまざまな法人経営体がいろんな方向に進む場合にですね、町もしっかり先導するなかで、そういった取組みを私達はしっかりPRし、なおかつ世羅町のいいものをお届けするという流れをしっかりと作っていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともご協力なりまたご支援、またご指導よろしく願います。

○議長（米重典子） 以上で 2番 上羽場幸男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時35分いたします。

.....

休 憩 10時18分

再 開 10時35分

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先程の上羽場議員の一般質問に対する産業振興課長の答弁が残っておりますので、発言許可いたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは先程上羽場議員の質問の中でニューファーマー支援事業の補助の返還につきまして誰が返還するのかというご質問が

ありました。漏れておりましたのでお答えいたします。この事業の返還につきましては、実施事業者でございますので、いわゆる申請者、雇用主が申請された場合は雇用主、また独立自営です、本人様が申請された場合は当然本人様というふうになっているものでございます。

○議長（米重典子） 次に 「債権回収の管理体制の強化について」 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 6番。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは議長より発言の許可をいただきましたので通告に従い質問させていただきます。

項目1としまして、「債権回収の管理体制の強化について」

これまでの決算の状況から町税では滞納額の圧縮が進んでおります。これはひとえに税務課課長を筆頭に、係長、職員一丸となりまして頑張られた成果だと思われまます。新たな滞納が発生しないよう、現年で収納を強化され、非常に優秀な成績で昨年、県内ではかなりトップのほうを行かれたとお伺いいたしました。対して税外の未収金となる債権はどうかと。

税の場合は、裁判所の関与がなくとも預金や給与の差し押さえができる自力執行権があります。しかし、税外債権の場合は、自力執行権がないものがほとんどです。また、財産調査の権限も税の場合と比べ限定的であり、公正、公平の観点から取れるべき措置は取るべきであると考えます。

1番目としまして、税外の債権は、現在どの程度あるのでしょうか。強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権別に明示をお願いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 6番 田原賢司議員の債権回収の管理体制の強化につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員が冒頭申していただきましたように、税務課が一生懸命頑張らせていただいておりますが、特に丁寧な対応、また現年によるものでの税の収納という形で頑張ってくれているおかげで県下ではトップで推移をしているものも多く

ございます。これがトップだからいいというわけではございません。やはり全額収納いただけるようにですね、丁寧に対応を今後とも行っていきたいと思っております。

議員お示しの、いただきましたいわゆる税外債権の部分でございます。現在の程度あるのかというところを明示せよということでございます。

まず私のほうからはですね、公法上の原因に基づいて発生する債権であります公債権のうち、国税または地方税の例により滞納処分ができる強制徴収公債権でございますが、4,663,109円でございます。内訳といたしましては、一般会計におきまして生活保護費返還金 707,955円、後期高齢者医療制度特別会計におきまして後期高齢者医療保険料 1,013,588円、介護保険事業特別会計におきまして介護保険料 2,316,330円、公共下水道事業会計におきまして下水道使用料 625,236円となっております。

次に公債権のうち、滞納処分ができず支払い督促や訴えの提起等を通じて強制執行が必要となります非強制徴収公債権は、2,317,277円でございます。内訳といたしまして、一般会計において生活保護費返還金 1,230,327円、農業集落排水事業特別会計におきまして下水道使用料 1,086,950円でございます。

次に契約等の私法上の原因に基づいて発生する私債権は、50,059,928円でございます。内訳といたしまして、一般会計において国営造成負担金 48,213,741円、町営住宅使用料 466,630円、上水道事業会計において水道料金 959,557円、水道加入負担金 420,000円でございます。

以上、3つの債権の計は、57,040,314円となっております。

議員申されますように公正公平の観点から収納いただくものはすべて収納いただきたいという旨でございます。支払いができる方、また支払をしない方等々もでございますけれども、親切丁寧に、税務課のみならず、担当課において収納につながるよう頑張ってまいりたいと思います。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） ここで非強制徴収公債権及び私債権、これは裁判所の手続きが必要になってまいります。その中で極端に大きい金額を占めております国営造成負担金、こちらについて私債権になった経緯経過。なぜ、一般的に言

うと、国営造成負担金ですので、造成に伴う分担金部分かと思われれます。分担金であれば、地方税と同等の手続きになるかと思うんですが、ここで言うと私債権に分類されていると。こちらの経緯経過の説明をお願いいたします。またどのようにたどってこういった5000万円といった金額に膨らんでいったかというのもですね、時系列において説明いただければと思います。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。まず私債権にあたる理由でございしますが、こちら債権というふうに判断しておりますのは、この国営造成の負担金につきましては、経緯でいきますと、国営の農業開発団地を造成してそちらに入植された方の負担部分ではございます。これをですね、国の事業で造成を行って、国のほうへ分担金、いわゆる負担金をですね、納めるということで平成10年から平成24年までの15年間で返済するというもので始まったものでございます。

こちらの返済中はですね、当然、今、ご指摘いただきました分担金、負担金ですね、分担金にあたるものとして当然、整理をしてまいったものでございます。しかしながらこれにつきましては、分担金そのものは平成24年で一旦分担金が終わりますと、本人様から言いますと、分担金ではございますが、町は国のほうへですね、これは制度に基づきまして、分担金は毎年町が合わせて納めていくという制度がございましたので、それに則って毎年ですね、町が納めてまいっております。ということで、平成24年で24年で制度上の分担金そのものはですね、国にはもう済んでいるというふうになるものでございます。平成25年度からですね、町が分担金を国へもう済めておりますので、本人いわゆる負担をしていただく本人とですね、町との間の債権と判断して、私債権としているものでございます。また5000万円程度にですね、大きく残ってきた原因でございしますが、先程申しましたようにですね、平成24年までの返済計画に基づいて返済をしていただいておりますのでございしますが、個々の農業者様によっていろんな事情はあったかと思いますが、やはりですね、途中からなかなか分担金のときにですね、納めるのがむずかしくなっているというようなかたですね、町としても当然、納めていただくような努力、折衝はしてま

いったところではございますが、残ってきたものでございます。また 25 年度以降ですね、引き続き、本人様には当然分担金という思いがございまして、当然、納付はしようという思いはお持ちではございますが、なかなかその後、農業等の経営もどんどん良くなっていくというところがなかなかなかったというところもあったようでございます。そういった中、またここ数年のですね、コロナ禍の影響を受けるなりしてですね、なかなか納まっていけないというところでの金額になったものでございます。

○ 6 番（田原賢司） （挙手）

○ 議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○ 6 番（田原賢司） 国営造成負担金の経緯は今、お聞きしたとおりだと思いますが、分担金で処理するのと、実際ここに挙げられている私債権で処理するのとでは意味合いが大きく違ってまいります。平成 25 年時点で切り替えたという説明であったと思うんですが、これについて何らかの手続き、議会に対する説明等ですね、そういった手続きがなされておったのかどうか、そちらの点を教えてください。

○ 産業振興課長（山口 徹） 議長。

○ 議長（米重典子） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（山口 徹） 平成 24 年度からですね、25 年度へ向けての続きでございまして、私どものほうでそこについてですね、把握したものが今、ございませんので、はっきりお答えできないところもございまして、町といたしましては、分担金から当然、町からの債権になるわけではございますが、当然、引き続き当然、本人様から負担していただく必要があるものでございまして、そこにつきましては引き続きですね、同じような形で納めていただくということでですね、進めてきたものでございます。

○ 6 番（田原賢司） （挙手）

○ 議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○ 6 番（田原賢司） 納めていただくと。そこは十分理解できます。ただ分担金の面で納めていただくという言葉と、私債権で納めていただくという言葉、同じ納めていただくにしても意味合いが違ってまいります。ひとつは、地方税法に則って強制的にできる面と、もうひとつはひたすらお願いと。こうい

った多額な金額がある場合に担保もなしで多額な金額の状態があるというのは如何なものかと。そこを担当課長としてどのように思われるか。そこをお聞かせください。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ご指摘のように分担金である場合とまた債券である、今度は民法によって納めていただくようになるものでございますが、意味合いが違うということについては認識しております。そういった民法によって納めていただくということになりますと、いわゆる税法を使ったですね、強制徴収という形がとれなくなってくる点でも大きな意味合いが違ってくるころではございますが、これにつきましては、債権と私債権という扱いで行っておりますので、担保なしで債権と民法によってですね、引き続き納めていただくことについてはですね、その形で継続してまいりたいと考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 25年のときに切り替えた段階で、民法に基づいて処理されるといった手続きのときにですね、担当者が民法に基づくのであれば財務規則等に則って契約書を作成し、新たな私債権としてですね、管理していくと。そういった手続きがなされているかどうか。あくまで分担金じゃないよ。私債権ですよといった点であればですね、当然、この農家の方々とはですね、そういった契約結ばれたかどうかといった点が気になるころなんですが、その点はいかがでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。平成25年のですね、切り替わったところについてですね、先程も言いましたように、そこについての切り替えの資料等持ち合わせておりませんので、細かいことについてはお答えできないころもございますが、当然、担当課としてはですね、そこについては、本人様に対して分担金の、当然分担金を引き続き納めていただきたいとい

うなかでですね、当然、今後も納めていただくという部分についてはですね、国の分担金が済んだので必要ないですということは当然ありませんので、そこは引き続き納めていただくという約束の中で進めてまいっているものと考えております。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）そもそも言うとな国に対して町は分担金の立替払いをしておると。その関係で言うと、あくまで分担金については立替払いですよ。それがその都度、その年度内において出し入れがイコールでイーブンであれば当然、成り立っていたんだと思うんですが、そこがバランスが崩れて、残ってきたと。予算書上も分担金で計上ずっとなされてますよね。当然、これについては、分担金、最近よく思うんですが、予算科目についてあまりにもちょっと軽視なされている傾向があるのではないかなと私自身は思います。分担金へ計上されていたらですね、当然、我々議会側もこれは分担金であろうと当然、そう思います。これは町民の方が決算書を見られても、予算書を見られても一緒だと思います。そこを敢えてずっと分担金で計上されてきたといったことはどういったことかと。その説明をお願いします。

○産業振興課長（山口 徹）議長。

○議長（米重典子）産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹）ご質問いただきました分担金としてですね、いわゆる予算書等に計上していることにつきましてはですね、担当課といたしましては、以前から本人様の分担金ということについては、当然、そのものは変わらないということで財政上の計上する場所をですね、変更せず、そのまま来たものではないかというふうに思っております。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）意味が伝わってないのか、どうなのかわからないんですが、前の上羽場議員に続いて私のほうも資料がないというご説明でした。先程の質問と私の質問と、あくまでこの質問に逸脱はしてないと思います。当然、返ってくるだろうと。返答としてですね。あらかじめ答弁のほうもそれ相応の

答弁をなされておられるので、当然、答弁に基づいた資料等準備されてですね、この場に挑んでおられるかところらのほうとしても思っておりました。この答弁書から私債権へというところで私も驚いてですね、この質問をさせてもらっております。安易に予算編成の科目の組み方があるのではないかと。こういったところをですね、本来、事務のエキスパートである、これは町長や副町長等がですね、科目をまちがえていたというんだったら、ある面、政治家のところがありますのでそれは致し方ないところはあるかと思うんですが、職員がそういう予算編成に携わってますんで、こういう組み方をしているのはどうかと思う面があります。一般的に分担金と処理されておればですね、これはそのように捉えてしまいます。違う大きな点はですね、分担金、生保、また世羅町においては分担金等の延滞金徴収条令を定めております。分担金で処理されておればですね、当然、この条令に基づいて処理されると思っております。これが私債権になるとどうなるかと。これは法定利率によって処理されていくと。利率だけとってもですね、分担金等の延滞金の徴収条令のほうで言うと14.6%、年利がですね。私債権のほうになりますと、法定利率、約3%から5%の大きな違いもございます。その利息がどうこうというのは大きな点ではあるんですが、納めていただく手続きの仕方にしても大きな違いが出て来ると。その根拠はしっかり整理をされて、説明があるものと思っております。私債権であれば契約書に基づいて整理しておりますとかですね。それが今回一切なかったということちょっと残念に思うんですが。今後、この件についてはどのように進められるかというところを教えてください。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 6番 田原議員からのご質問に私よりお答えをさせていただきます。

ご質問の中で公債権と私債権、そしてこの国営のですね、造成負担金について公債権、私債権の扱い、現状についてご指摘をいただいたところでございます。議員ご指摘のようにですね、この国営造成負担金につきましては国営開発団地造成の折に国の事業主体の事業に町が受益者からのいわゆる事業分担金を含めてですね、それを納付し、現在の国営開発団地ができ上がってきたところ

であります。

その受益者分の、いわゆる団地に入られた方々からの造成に関わる負担分を先程担当課長からも申し述べましたけれども、平成の24年までのものをですね、本来であればすべてが納付が終っておるという形が望ましいんですが、それが継続されておるといのものでございます。事業の生い立ちからしますと、事業分担金という形ですけれども、町がその部分を支弁をしつつ、現在負担金としてこれを債権の回収に当たっているところでございます。そのなかで予算科目の中に分担金という項目にそのまま以前からの流れをですね、踏襲して計上、予算にもまた決算にも反映をさせているというところが、不適切ではなからうか。そしてそれをきちんと解釈をして、債権の確保も諮りながら、業務を進めていくということがご指摘だろうという形で受け止めさせていただいております。

これからのひとつの形としましては、本日ご指摘をいただき課題として受け止めさせていただく中で、この債権をですね、きちんと管理をし、回収に向けて取り扱いをさせていただく。予算書の計上の仕方におきましても、本日ご答弁申し上げた形できちんと区分けができる形で整理をし、国営開発団地につきましてもはひとつの大きな成果も上げてきている中で今回のこの債務というものもあるということをしつかりと認識をしながら国営開発団地の入られておる方については、権利承継もされておる方もございます。毎年毎年現在の債権がいくらあるかということをしつかりと該当される方と確認をしながら債権確保、そして債権の回収に町もこの国営開発団地、それぞれの経営状態にも関わってくるということがございます。営農計画を一緒に立てながらこれまで進んできておった経過、過去も踏まえつつ一緒になってこの債権回収にも臨んでいくということをしつかりととらまえ、予算書等、また計上誤りや、誤りと言いますか、適切な予算書への明示、そういった形にもつなげてまいりたいと考えます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） ありがとうございます。ただ国営造成負担金なんですが、もともとここまで金額が大きくなったところはですね、もともと事業のスキームにかなり難があったのではないかと。なかなか農業所得の向上が図られ

ない中でですね、単年単年で何百万もかかるような負担金がかぶせられてですね、営農が安定しているときならいざ知らず、育成期間中であれば、収入がないといったところも踏まえてですね、当時公的資金の紹介等できなかったのか。それも割り前長期のですね、なかなか分担金で多額の金額を農業のほうで捻出して、出すというのはですね、それが条件で入植したから当然だろうという考え方もあるわけなんですけど、なかなか農業の所得向上が図られない中で言うと、厳しいものがあつたのかと思います。だからと言って、免除すればいいといったことではないんですが、事業を立てられる中でですね、いろんな方に配慮いただき、より公平公正なですね、事業の立てられ方というのを望みまして、次の、2番目の質問に移りたいと思います。

支払い督促の状況など債権回収の取組み状況は。また税を滞納した場合との対応の違いを教えてください。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 2点目の「支払い督促の状況など債権回収の取組み状況は。税を滞納した場合との対応の違い」について、お答えいたします。

まず、税外債権回収の取組み状況でございますが、担当課におきまして段階的に督促状等を発送しまして、訪問や電話による納付依頼、納付誓約に基づく計画的な納付指導等により回収に努めておるところでございます。

次に税を滞納した場合との対応の違いでございますが、例示しますと、住宅使用料では3か月以上の滞納で悪質と認定された場合の住宅明け渡し請求、後期高齢者医療保険料では被保険者証の有効期限を通常1年から半年へ短縮、水道料金においては給水停止執行等がございます。また、町の補助金等の一部には、交付申請時において町税や税外債権を完納していることを要件としているものもございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは先程ご答弁ありました町の補助金についてなんですが、個人や法人を対象にですね、補助事業を所管されている担当課、それぞれの状況を教えていただければと思います。

○議長（米重典子） 田原議員、これは答弁の中の今の補助金はということですか。

▼【田原議員：「そうです。」】

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 補助金の手続き上ですね、我が課はこのようにしておりますと。誓約書をとっておりますと。それぞれこの事業についてはと。所管される事務事業、補助事業についてはすべてにおいてされてますと。そういった状況を教えていただければと思います。金額とか件数とか、そういったことを聞いているのではございませんので。

○議長（米重典子） 交付申請時において町税や債権を完納していることを要件と町補助金等の一部には、交付申請において町税や税外債権を完納していることを要件としている、そういうことの対応をしている補助金はどういうものがあるかということになりますか。

一括で答えてよいですか。

▼【田原議員：「それぞれ課長が把握されておるかと思うので。」】

○議長（米重典子） 主なものということで。

▼【田原議員：「はい。」】

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） あくまで個人や法人ですので任意団体は除いてということでございます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは議員ご質問の、町の補助金の手続き上、納税なり税外債権の納付がされてないかどうかの確認をする補助金の種類についてということでお答えをさせていただきます。

補助金の申請時に納付状況、税なり、税外債権の納付状況を確認している補助金につきまして私のほうで例規等で把握しているものをお伝えさせていただくということよろしいでしょうか。

それでは、税または税だけのものもございますし、税または税外債権というものもございますが、一括してお答えをさせていただきます。

まず建設課の老朽住宅除却等事業費補助金、企画課の若年者遠距離通勤助成事業補助金、企画課の空き家バンク登録促進事業補助金、子育て支援課の子育て家庭家賃補助金、企画課の移住者等住宅支援事業補助金、商工観光課の未利用資産活用支援事業補助金、福祉課の福祉介護実務者等研修受講料等補助金、上下水道課の飲用水施設整備補助金、町民課の浄化槽設置整備事業補助金、町民課の浄化槽維持管理費補助金、同じく町民課の再生可能エネルギー設備設置費補助金、上下水道課の排水設備設置促進補助金、商工観光課の中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金、同じく商工観光課の小規模事業者経営改善資金利子補給金、商工観光課の新規創業資金利子補給金、同じく最後ですが、緊急対策小規模事業者経営改善資金利子補給金。私のほうで把握しているのは以上でございます。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 敢えて個別で聞いたのはですね、要はそれぞれの関係課がですね、どういった認識で補助事業へ取組まれているかと。昔私が税務課おった当時、当時の上司が厳しい方ですね、当時は今から10年以上前なんです、片一方で滞納処分をしている中で、片一方では補助金は潤沢に出されてたといった背景があって、その当時から税については厳しい対応をとっていかうと。当時全課を上げてそのような手続きをされておったのを覚えております。それを要件にいろいろされていたと思うんですが、片や税外債権のほうのチェックはどうかと。たとえば水道料の滞納があるよとか、住宅使用料の対応があるよとか、そういった分がですね、各課の連携がなされているかどうかですね、そこも1歩踏み込んで行えば、できるだけ早いうちに、先程企画とかですね、商工観光、いろんな事業、そういった手続きをされているように聞き及びました。ちょっと気になるのがですね、先程、産業振興課の名前がなかったなど。その点はいかがでしょうか。産業振興課長さん。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。確かにですね、ご指摘いただきましたように、産業振興課のほうは私がすべての補助事業を把握しているわけではございませんので、すべてとは申しませんが、今、補助をさせていただいている事業、たくさんあるわけですが、あまりいわゆる税含めたですね、そういった滞納についての、滞納がないというものを求めるのはあまりなかったかと思っております。正直なところでございますが。これは産業振興課だからということではないと思っております。それぞれ補助事業の制度を設置するときにはですね、その辺の条件も含めて検討してですね、制度設計をしていくわけでございますので、産業振興課だからよしにしようとかいうことはなかったものと思っております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 元税務課長でもあられる産業振興課長ですので、そこは適時適切に対応されていくと、そのようなことだとお聞き取りしてということではよろしいでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） その点につきましてはですね、先程財政課のほうからいろんな補助事業についても該当するものをですね、回答させていただいておったようでございますので、補助事業の制度の在り方をもう1回よくみるなかでですね、そういったことが重要というものについてはですね、そういったところも含めて制度の見直しも必要ではないかというふうに考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それぞれいろんな金額があるわけなんですけど、ここで、延滞金の考え方、先ほど分担金等の延滞金徴収条令のほう引き合いに出したわけなんですけど、延滞金の考え方、これはなぜ課されるのか。これについて教えていただければと思います。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） なぜ課されるのかということでございますけれども、勿論、納期内に納税される方と、それから納期内を過ぎて、期限を過ぎて納税される方の公平性が一番であると考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 当然そのとおりですよ。納期限を守った者とそうでない者、公正公平性を保つためにそのようになっております。これを免除する場合、これを免除するとき、この条件というのを教えてもらえますか。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 延滞金の免除についてのご質問にお答えします。延滞金の免除につきましては、地方税法 15 条の 9 に規定します災害、または事業廃止等により、徴収の猶予をした場合の猶予期間の延滞金であるとか、地方税法 20 条の 9 の 5、納税者または特別徴収義務者が災害を受けたなどの理由により期限を延長した場合のその期間の延滞金のみでございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） かなり延滞金の免除については厳しい条件がございます。これについてはなかなか一首長であってもなかなか免除を認められるものではない。かなり資力がないとかですね、大規模災害とかかなり条件も限定されてですね、そういった形になっておると。この 10 年間、税外債権の状況を見たときにですね、なかなか収納のほうが進んでおりません。税のように不能欠損処理があるかという、そういったものがない状況もありますので、一概にどうこう言うのはむずかしい点もあるんですが、この状況を税外債権、延滞金が当然かかる部分があります。先の私債権は置いておいてですね、このことについて納入義務者の方がその額、当然、税のほうはですね、この税の滞納含めた、延滞金含めた金額ですか、それをすべて明示されて収納されておったかと思えます。片や税外債権のほう、そのような形になっているかどうか。納税義務者の方がですね、それを認知されているかどうか。ここにおいてもです

ね、これは収納していこうといった意味合いも変わってくると思います。当然、担当者のほうでいうと、この延滞金の計算というのがですね、なかなかむずかしいものがあります。日々変わります。率も、おと年でしたか、去年でしたか、変わりましたよね。計算がかなりむずかしいものがあります。システムがない状況でそれを管理できるかという問題があります。その点、いかが、担当課のほうは取組んでおられるか。その苦勞等教えていただければと思います。

○議長（米重典子） 田原議員、今のは（２）の中の一部ということですね。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それではただ今の田原議員のご質問にお答えをさせていただきます。当課、上下水道課におきまして公債権の内の強制徴収公債権に該当します下水道の使用料につきましてですが、下水道条例におきまして、延滞金の規定を設けております。しかしながらこの条例につきましては、延滞金を徴収することができるというふうな規定になってございまして、実質的な延滞金の賦課というふうなことには至ってない。理由といたしましては先程議員がご指摘いただきましたような状況もあるということで、当課においてなかなかそういう処理ができてないというふうなことも要因としてあるのではないかというふうに考えるところでございます。

○福祉課長（小林英美） はい、議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 生活保護費の延滞金についてでございますけども、今現在延滞金のほうは徴収しておりません。対象となる被保険者につきましては資力がないということが多いことから、債券本体の返済すらむずかしいなかで、更なる負担を課すことはむずかしいと考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 生活保護費のほうは確かに資力がないのは納得できません。当然そうだろうと思います。ただ下水道とかですね、判断する場面ですよ。水道とリンクしてますので、そういった接点から判断できる面もあるかと

思うんですが、要は単独課でその生活実態が把握できるかといったところが一番のネックかなと思います。というのは、なかなか福祉課や税務課のように生活実態になかなか触れる情報というのがですね、むずかしい面があるのではないかなといったところが想定されますので、それについて3番以降の質問でですね、お伺いしたいと思います。

それでは3番目、徴収に係る研修や、適正管理の検討はなされてきたか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは3点目の「徴収に係る研修や、適正管理の検討はなされてきたか。」につきまして、お答えいたします。

庁内において、全職員向け又は債権管理担当者向けの債権管理に係る研修は行っておりませんが、広島県自治総合研修センターなどによる債権・債務に係る研修の機会を捉えて、個々に受講している状況でございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 個々に受講されている体制ということで、少なくともこういった収納が関わる部署に配属された担当者についてはですね、管理職のほうからですね、こういった研修のほうを促すほうがよろしいのではないかと思うんですが、人材育成の面からどうなんでしょうか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えいたします。議員ご指摘の研修の在り方でございます。ご質問いただくようにですね、債権回収、また債権管理の考え方については、本日ご質問いただくようにいろいろな債権があります。そのなかで扱いもそれぞれに特色を帯びるということありまして、しっかりと基本にですね、それを研修しておかないと実際の局面に立ち向かえないということもございます。ご指摘いただきますように、研修センター以外にもですね、民間等でも研修の機会もあると考えておりますし、ご指摘いただきましたように、機を見て、またこれは職場上でも、OJTも含めまして、しっかりと人材育成の見地からも、いろいろな多数の課に債権はまたがっております。それぞれの課でそれぞれの担当

が研修でき得るように、研修機会をしっかりとこれよりも増してですね、取組んでまいりたいと存じます。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは4点目に移ります。債務者の破産、行方不明などにより事実上回収不能となっている債権に関しては、公平公正を保つために徹底した強い姿勢で臨む一方で、行方不明など徴収困難な事例には徴収コストとのバランスも考慮したしなやかな対応も必要だと考えます。管理コストも踏まえ、早期に見切りをつけていくことも必要ではないでしょうか。

○財政課長（矢崎克生）議長。

○議長（米重典子）財政課長。

○財政課長（矢崎克生）4点目の「事実上回収不能となっている債権に関しては、管理コストも踏まえ、早期に見切りをつけていくことも必要ではないか。」につきまして、お答えいたします。

これまでの答弁でもお答えしておりますが、担当課において債権回収に努めておるところでございますが、調査を行う中で債務者が行方不明、破産、資力回復困難などの理由により回収が見込まれない事例もございます。こうした事例のうち、努力を尽くしても回収が見込めないという債権につきましては不納欠損とすることで管理対象から外し、議員おっしゃられますとおり管理継続による業務負担やコスト軽減を図り、回収可能な債権の管理に集中する状況をつくるのが重要であると認識をしておるところでございます。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは5点目のほうへ移らせてもらいます。他の自治体では債権管理条例を制定し、その中で強制執行などの債権回収手続きや回収見込みがない債権を処理することについての規定が盛り込まれています。債権回収と不良債権処理は債権管理上極めて重要です。収入未済額の更なる圧縮を図るには、この2本柱について対応すべきと思いますが。

○財政課長（矢崎克生）議長。

○議長（米重典子）財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 5点目の「収入未済額の更なる圧縮を図るには、債権回収と不良債権処理について対応すべきと思うが。」について、お答えいたします。

債権管理条例につきましては、自治体財政悪化や行財政改革推進に伴い、債権回収の必要性や債権管理の適正化の重要性が認識され、平成10年代頃から債権管理や放棄等を定めた条例が制定され始めたところでございます。今では全国で約3分の1の自治体において制定されておるようでございます。県内におきましても、広島県や半数を超える市町が債権管理または私債権の管理におきまして、管理に関する条例等を定めております。

本町におきまして、債権管理条例は未制定でございます。現在は、町税及び税外債権を担当課で個別管理しており、管理手順や回収方法、債権放棄要件等も統一化されておりませんが、債権回収と不良債権処理を適正に行うことにより、公平・公正な債権管理に努めております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） この点についてですね、債権について要は組織でですね、一定した見解のもと、動けるような体制づくりが必要ではないかと思ひまして、他市町の事例、合併5町で言うと、北広島町が平成26年に導入されてたかと思うんですが、先程の分担金の話しについてもそうなんですが、単独課でですね、判断されたことが果たしてこれは正しいのかどうかと。そういった議論が組織内で図られるような、たとえば委員会とかですね、そういった形で議論する場が必要ではないかと思うんですが、そうすれば複数の職員、課長がそれぞれの考え方を述べることによってですね、この処理の仕方、ちょっと如何なものかといったことによって防げる状態があるかと思ひます。これがなかなかですね、1本の筋でいったときはなかなかちょっと間違っただ判断もですね、即断即決といった面ではいいかもしれませんが、あくまで公の立場で考えたときにはですね、そうそう間違いがあつてはいけません。それを防ぐためには人間はミスするものだという前提に立てばですね、より多くの意見を聞くことこそがですね、そういった間違いに気付きやすいかと思ひます。債権管理条例につきましては、一元管理の謳った自治体もございしますが、より多くの方がですね、より多くの所管課長が集

まって委員会を作ってその中で債権に対する組織としての方向性というのを決めておられる自治体もあります。世羅町としてですね、これを発端にですね、議論をしていただいて、どうあるべきかといったところをもう一度見直していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。ご指摘いただきましたように、複数課で債権をそれぞれに管理しているということ。その債権につきましては場合によりましては同一の者がおられることも考えられます。町としてその債権の確保とそして納付のお願いをしていく場合に、それぞれの担当課だけでなく、町としてお願いを、そして納付の通知を行うことも必要であり、複数課にまたがった債権が相手方をひとつの者として行う場合にしっかり内部で検討し共有しながらあたっていく必要があるとご指摘をいただいたところでございます。

債権管理条例の状況につきましては担当課から答弁をしたところでありますけれども、その条例以上にですね、物事の考え方と、庁内の統一的な状況の把握というところが必要であるにご示唆をいただきました。本質問をいただき、その状況をそれぞれの課で再度考える必要が出てくるかとも思います。ご指摘いただきました内容を受け止めさせていただいて、複数課での状況の把握なり、債権の洗い出し等進めながら、共有する機会をしっかりと検討してまいりたいと存じます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは最後の質問、6点目に移らせていただきます。町として効率的な債権管理体制、一元管理体制が滞納している町民の状態を総合的に把握することにより、生活困窮の発見と生活支援につながると思います。こちらに対する取組みの考えを教えてください。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは6点目の「効率的な債権管理体制が滞納している町民の状態を総合的に把握することにより、生活困窮の発見と生活支援に

つながると思うが。」につきまして、お答えいたします。

債権の一元管理に取り組む自治体は、全国的に増加しております。メリットとしては、職員のノウハウ向上、窓口の一本化、情報共有、生活困窮の早期発見・早期支援等が挙げられております。

一元管理体制、これは専門部署を作るか、委員会等作るか、現状のままで何らかのルールを取り決めるかということについては、今後の検討になりますが、債権管理条例の制定が必要となってまいります。本町におきまして、債権は担当課で個別管理をしておりますが、公平・公正な債権管理、収入未済額の圧縮、事務の効率化・負担軽減のためには、こういった手法が最良であるのか、債権管理条例の制定や一元管理体制づくりも含めまして総合的に検討してまいりたいと考えております。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）まずは情報共有が大切だと思います。他の自治体もこの情報共有を図るためにですね、債権管理条例等を整備されてきている背景があると思います。先程副町長のほうからご答弁いただいたんですが、組織としてですね、一丸となって今後、債権回収、またこの納税義務者や納付義務者に対する対応等ですね、取り組んでいただければと思います。以上で私の質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳）議長。

○議長（米重典子）副町長。

○副町長（金廣隆徳）お答えいたします。ご示唆いただきましたように町全体と言いますか、組織的にあたっていく必要があります、その情報共有をと。それが一番重要であるというご指摘をいただきました。この件、ご指摘いただきますように、重要な案件として取り組みを検討させていただきたいと思っておりますし、またこれは個人情報共有ということもございまして。それぞれの住民の皆様、これは納税者の皆様方からのご理解も必要でありましょうし、その反映させた場合にはですね、同じ説明をすべての課にあちこちでいただく必要もないということも出てこようかとも思います。個人情報の扱いをしっかりと厳正に保ちながら、内部でどのように情報共有を図ることができるか。その部分を取り組みを受け止め、検討をする必要があると感じております。ご指摘いただきましたことを受け

止めさせていただきまして、今後の業務に生かしてまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） 以上で6番 田原賢司議員の一般質問を終わります。

ここで昼休憩といたします。再開は午後1時とします。

休 憩 1 1 時 4 3 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。引き続き一般質問を行います。

「女性のデジタル人材育成を」 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） はい、議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 議長より発言の許可を得ましたので通告書に基づき発言をさせていただきます。

女性のデジタル人材育成は、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な支援を図るという観点から極めて重要であると考えます。

本年4月26日、国の男女共同参画会議において、「女性デジタル人材育成プラン」が策定されました。

この「女性デジタル人材育成プラン」では、はじめに長引く新型コロナウイルス感染症で、女性の非正規労働者への影響が今なお継続している反面、デジタル分野はコロナ禍において需要が高まっており、求人は倍率も高く、正規雇用の割合も高いこと。また、人生100年時代を迎え女性が経済的に自立できるよう新たなスキルを習得する必要があること。日本においては、十分なデジタル人材が供給されている状況とは言い難く、労働人口6860万人のうち、45%にあたる3057万人が女性であるのに、IT技術者における女性の割合は、僅か19%に留まっていること。デジタル分野におけるジェンダーギャップを解消するためにも女性デジタル人材を育成することは非常に重要な施策であることが述べられています。

そして、政府全体のデジタル人材育成の取組みとして、今後5年間で230万人を育成・確保する。就労に直結するデジタルスキルを身に付けた女性デジタル人材育成の加速化を目的とし、女性を対象とした育成の取組みを積極的に実施

していくこととしています。

このプランは、デジタルスキルの向上とデジタル分野への就労支援という両面から具体策を盛り込んだ総合的な対策であり、具体的取組みとして3つのポイントが挙げられています。

1つ目、基礎的なデジタルリテラシー獲得支援など、デジタル分野の間口を広く取り、女性の参入を促進すること。

2、育児・介護などでフルタイムの仕事ができない女性も柔軟な働き方でデジタル就労ができる環境を整備すること。

3、自治体や企業に対して周知・啓発を強力に行うことで、全国各地域へ官民連携の取組みを横展開していくこと。

小さな子どもを持った女性が、フルタイムで働くというのは本当に大変です。子どもを保育所に預けていても、熱を出せば仕事を休まないといけない。介護をしている人も同様です。やむなく非正規雇用になったり、退職を余儀なくされたりされています。

内閣府が出している女性デジタル人材育成事例集に長野県塩尻市の取組みが紹介をされています。塩尻市では、デジタル技術により既存の行政サービスや働き方を抜本的に改革するとともに、官民連携によるデジタル技術を駆使した都市機能の向上を図り、住民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現を早急に目指すため「塩尻市D戦略」を策定し、行政・地域・学校などさまざまなDXを推進されています。

なかでも、時短就労者を対象とした自営型テレワーク推進事業として、就労支援KADO(カド一)を設立し、運営されています。初めはひとり親を対象者とされていましたが、今では子育て中の女性を対象者の大半で、介護者・障がい者なども対象に、KADOが企業や自治体から仕事を取ってきて、登録者の能力や希望に応じて仕事を割り振られています。業務としては、データ入力やウェブサイトの作成など、パソコンを使った作業が中心で、自分の好きな場所・好きな時間で働くことができます。求職者支援制度を活用した研修体制も充実されています。

受注額は、2020年度では約2億円、約250人が働き、その半数は子育て中のお母さんだそうです。

世羅町も光ファイバ網が整備され、行政サービスのデジタル化もこれから進んでいくものと思われませんが、こうしたデジタルスキルを女性が身に付けることは大きな力になると思います。世羅町にとっても有意な人材になることは間違いありません。この女性のデジタル人材育成に対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。お伺いたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 8番 松尾陽子議員の「女性のデジタル人材育成を」のご質問にお答えさせていただきます。

この人材育成に関しては男女に関わらず、全国的にそういったデジタル化、DX戦略が進められようとしています。我が町としてもそういう取組みは急務でございます。議員おっしゃられるように女性に関しては家庭という部分においてさまざまな小さな子どもさんがおられたり、またフルタイムで働くのは無理というような状況があるのも理解できますし、町としては働きやすいようにですね、保育所、認定こども園等々で11時間保育等も含めて、またできるだけ未満児、いわゆる0歳児、1歳児といったところでもお預かりできる体制づくりは頑張っている状況もあります。そんななか、家庭内で就労というようなテレワークの事業もですね、さまざまに展開ができるような光ファイバ網整備ができたところでございます。

議員ご指摘いただきますように、国の男女共同参画会議については、令和4年4月26日に「女性デジタル人材育成プラン」を策定し、このプランにおきまして、コロナ禍で厳しい状況にある女性の就業獲得や所得向上に向けて、「就労に直結するデジタルスキルを身に付けた女性デジタル人材育成の加速化」という目標を掲げ、特に女性を対象とした取組みを積極的に実施することとされております。コロナ後を見据え、多様で柔軟な働き方が求められる中ではございます。デジタル分野においても、女性の活躍が期待されているところでございます。

町といたしましては、経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構が提供してございます「デジタル人材育成プラットフォーム『マナビDX』」や、国や地方自治体、民間企業などが一体となって、日本全国あらゆる人のスキルをアップデートする「リ・スキリング」に取り組む「日本リスキリングコンソーシアム」な

ど、デジタルスキルを学ぶことができる学習コンテンツ等が数多く展開されていることを踏まえ、こうしたコンテンツ等について積極的に周知し、活用いただくことを通じて、人材が育つ基盤づくりにつなげてまいりたいと考えておるところでございます。

町としてもまだまだ進むべきこと、たくさん課題はございます。議員ご指摘のようなさまざまな事業をですね、特に長野県塩尻市の例を挙げていただきました。そういった行政サービスの例もいろいろと参考にさせていただきながら前に進めていければと思います。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 今、ご答弁いただきましたけれども、先ほど答弁のなかにあった「デジタル人材育成プラットフォーム『マナビDX』」それから「日本リスキリングコンソーシアム」こういったものは現時点で周知というものがなされているのでしょうか。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） 企画課よりお答えをさせていただきます。議員ご質問の『マナビDX』また「リ・スキリング」につきましては、周知をしているのかということでご質問いただきましたが、現時点ではお恥ずかしい話でございますが、議員のほうからこういった情報をいただいたところでございまして、まだ周知というところには至っておりません。

○8番（松尾陽子） はい。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この「日本リスキリングコンソーシアム」というサイトでですね。私も登録をして実際にログインしてみました。アクセスしてみたんですけども、非常に選択肢が多くてですね、たくさんあります。有料のもの、無料のものたくさんありまして、ほんとに選ぶときに迷ってしまうんじゃないかというくらいにたくさんありました。こういう場合にも相談体制、どういったものを自分が選択すればいいのかというのも、そういうものも必要なのではないかなというふうに思いました。

次の質問に移ります。女性のデジタル人材育成と経済的自立に向けた支援を行う株式会社『MAIA』についてどのような認識をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは2点目でございます。「女性のデジタル人材育成と経済的自立に向けた支援を行う株式会社『MAIA』についての認識は」ということで企画課よりお答えを申し上げます。

国が策定いたしました「女性デジタル人材育成プラン」におきまして、企業や自治体等における優良事例につきまして、取りまとめられており、議員よりご紹介をいただきました株式会社『MAIA』の活動や長野県塩尻市の就労支援について掲載をされております。

この『MAIA』、会社では、オンラインでデジタルスキル向上の学習環境を提供し、スキルを習得し、即戦力となった女性デジタル人材について、人材を希望する企業や自治体とマッチングをされる取組みを進めておられるところでございます。

また、愛媛県庁と連携協定を締結され、3年後の2025年までに、愛媛県内で500名の女性をデジタル人材に育成するプロジェクトに主体的に参画をされておるところでございます。

この『MAIA』につきましては議員にご指摘をいただくまで認識ございませんでした。今後につきまして、この『MAIA』の活動、他の事例等もさまざまにございます関係で町といたしましても今後のデジタル人材育成に対してしっかりと注視してまいりたいと考えておるところでございます。

○8番（松尾陽子） はい、議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 私はこの株式会社『MAIA』のCEOであります月田有香さんという方が代表なんですけれども、この方と直接お話しを伺う機会がございまして、先日もお話しを聞かせていただきました。この方は女性が男性と違ってですね、経済的に給料が安い。男性に比較して女性のほうの賃金が安いということと、それからそういうことで困窮している女性を救いたいという思い

でこの『MAIA』という会社を立ち上げられております。女性の場合は子育てであったり、介護であったり、人によってはダブルケアという形でいろんな制約の中で働かれているということがあると思います。ひとり親のお母様にとってはなかなか非正規雇用でしか働けなかったりということもありましてですね、経済的になかなか向上していかない、困窮しているという状況におかれている方がたくさんいらっしゃいます。この『MAIA』では、デジタル人材になることによってですね、時給が非常にほかの仕事に比べて高くですね、経済的に自立し、生活も向上していくことができるという、そういうなかでこのデジタル人材を立ち上げられてやられておりました。

スキルを一緒に、すごいなと思うのは、単独で自分が講義を受けながらひとりで勉強するのではなくて、グループでチャットを使いながら勉強するので、自分が質問したいと思ってもなかなか言えなかったりすることってありますよね。だけでもほかの人から質問が入ったりして、そこで自分も勉強ができたとか、そういう意味ではひとりで、1対1で対面でやるのではなくて、オンラインを使って勉強もされるわけですけども、そういったなかで自分も一緒に悩みを共有しながら勉強を進めていけるという、そういう強みがあります。

このスキルを身につけて資格を得たとしてもですね、じゃあ、それで即人材として働けるのかということそこはやっぱりなかなかむずかしいんだというお話しを伺いました。というのも、初めてやることってなかなかどうやっていいかわからなかったりですね、ということもあるそうなんです。だからこの『MAIA』ではこの講座を卒業された先輩がですね、後輩を指導して一緒に仕事をしながら、ひとつの仕事をひとりで全部抱えてするのではなくて、複数の人間でやっていきますので、いろいろ教えてもらいながら、学びながら就労も進んでいける。そういう伴奏支援がこの『MAIA』ではできるというのがほんとに重要だというふうにもおっしゃっておりました。

日本のジェンダーギャップ指数は156カ国中の中でも120位というたいへん低い位置にあります。女性の平均所得は先程も申しあげましたけれども、男性よりも低いものがあります。特に地方においては女性の平均所得というのは全国平均の所得よりも低いと。そういうことがあります。女性特有のですね、介護であったり、子育てであったり、また都市部でなくてね、地方にいるということで

なかなか常駐して働く、フルタイムで働くといったことがむずかしかったりするわけですが、『MAIA』のメンバーの中でも常駐で働ける人っていうのは少なく、常駐できない人が約半数、46%は常駐できないという人がいらっしゃるというふうにお聞きをしております。

実際に働ける時間というのも120時間以上働けるという人は少なく、大半がそれ以下。だから普通に正規雇用で働くのが年間で160時間というふうに言われておりますので、40時間までが17%、60時間までが20%、80時間まで働けるというのが18%、100時間というのが16%、120時間というのが8%。要するにほんとに短い時間でしか働けないという、働いていないという、そういう働き方もこの『MAIA』ではできているという状況がありますので、こういったことも踏まえてこれから人材育成にかかるそういうものも検討していただきたいと思いますというふうに考えております。

3番目の質問ですが、世羅町として女性のデジタル人材育成に取り組んでいくお考えはありますか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは3点目でございます。「世羅町として女性のデジタル人材育成に取り組んでいく考えは」についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、デジタルスキルを身に付けられた人材が数多く活躍されるということは、町にとって大きな力になるものと考えております。先程町長の答弁にもございましたとおり、国や独立行政法人などが提供している学習コンテンツのほかにも、広島県が主催をしております「広島県DX推進コミュニティ」におきまして、人材育成に資する講座・研修等が開催をされているほか、人材を確保する側である企業に対する支援メニューが一覧化をされるなど、デジタル化を推進するための施策が網羅をされております。こうした国や県の取り組みの情報等積極的に収集・周知・活用し、町全体でのデジタル人材育成につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

このたびご質問いただいたことで、私の企画課のほうからも商工観光課等にもこういった情報提供等もさせていただいておるところでございます。

やはり町として横の連携をしっかりと持ってですね、議員がご指摘をされている女性の人材育成、デジタル化の人材育成に対してしっかりと取組んでまいりたいと考えているところでございます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）たいへん前向きな回答をいただきました。本当に三原市では既にですね、女性の就労事業の中にこのデジタル人材育成を組み入れて既に取組まれ始めているというふうにお伺いしております。こういった広域連携も視野に入れながらこのスキルの習得から就業までそういう一貫した女性のデジタル人材育成の施策、また支援そういうものを強く要望をしてこの項目の質問を終わりたいと思います。

○企画課長（升行真路）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（升行真路）お答えをいたします。何度も申し上げますが、今回このデジタル化、女性のデジタル化人材の関係で、議員からご質問いただいた関係でですね、かなり多くの資料をですね、収集をさせていただいて、議員が冒頭申されました女性デジタル人材育成プラン、これは男女共同参画会議がこの4月に出したものでございますが、そういったものでありますとか、やはり内閣府が出しているもの、また先程申し上げました広島県のDX推進コミュニティ、こういったところをですね、やはり覗けば情報がいろいろと出てまいります。そういったところをですね、役場の中におきましても横の連携を持ってですね、しっかりとこういったあるものを活用できるような形で推進をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（米重典子）次に「高齢者支援の充実を」8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）はい、議長。

○8番（松尾陽子）2項目目の質問に移ります。人生100年時代を迎え、住み慣れた地域で安心して老後を過ごせる環境づくりは世羅町においても重要な課題の1つだと思います。

高齢化の進展とともに認知症患者数も増加しており、「日本における認知症の

高齢者人口の将来推計に関する研究」では、2020年の65歳以上の高齢者の認知症有病率は16.7%、約602万人となっており、約6人に1人が認知症有病者と言えます。そこで、認知症に対する施策についてお伺いをいたします。

国は、令和元年6月、認知症施策推進大綱を発表し、認知症基本法案の成立を進めております。この大綱では、新たに共生と予防を両輪にしているのが特徴です。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すとあります。

これらの国の推進大綱を踏まえ、本町では認知症に対してどのような取り組みがなされているのでしょうか、お伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは松尾議員の2問目でございます「高齢者支援の充実」についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員お示しの認知症施策でございます。この認知症という部分は高齢者に限らず若年層にも言えることでございます。私も先般友人から「認知症の保険ができたんで入らんか」というふうに言われました。「ああ、そういうもんがあるんか」ということでびっくりしましたけれども、「今のうちに入れば安く入れるよ」ということではございました。しかし自分としての自覚はですね、なかなかそういう思いがなかったんですけれども、やはりいろんなところから認知症のいわゆる要保護されている方、保護されてる方等々のお話を聞かせてもらいました。私も昔は認知症サポーターの部分でいろいろと講演も聞かせていただきましたけれども、やはり本人の自覚というよりも周りがどう気づいてあげるかというところだと言えます。これはうまく認知症とも付き合っていく、なかなか治るという部分においては医学的にも厳しい面もあるんですけれども、いろいろな研究はなされているそうでございます。

国においてのこと申し述べますけれども、先程議員申されましたように、令和元年6月に認知症施策推進大綱が閣議決定をされたところでございます。

本町におきましても国の認知症施策推進大綱に基づきまして、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことができる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視し、「共生」と「予防」を車の両輪と

して施策を進めております。

取組み内容といたしまして、認知症に関する普及啓発については、認知症サポーター研修の実施や、講演会等の開催で地域でのサポート体制を作ること、そして、認知症の方や家族の方へは、認知症の方が参加できる「脳ひらめき教室」・家族介護教室や認知症カフェの開催で、認知症の方や家族の方の地域での生活を支援しております。

また、認知症予防につきましては、認知症を早期に発見するために、誕生月健診の中で「物忘れ相談プログラム」という簡易な検査を実施していただき、認知症への不安のある方へ、専門医への受診を勧め、予防教室への参加を進めておるところでございます。

さまざまな支援と言いますか、情報提供も必要だと考えております。我が事として考えていける、私もそういうふうにとろいろと学んでいければと思います。今後ともいろいろとご指導よろしくお願ひします。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 世羅町としてもさまざまに取組みをされているということがよくわかります。この中で認知症カフェ開催ということがありました。この認知症カフェについて、また具体的にどういったものなのかということをご説明いただけますか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。認知症カフェにつきましては毎月1回2時間程度でございますけども、認知症の方とその家族等が誰でも参加できる場ということで、そのときに皆さんでお話をしていただきながら、そのときの決まった講演というものはございませんので、月に1回集まっただいて、皆さんの困り事であったり、状況についてお話しをしていただいているという認知症カフェでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） これは開催場所はどちらになりますか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） こちらは世羅保健福祉センターの所でやっております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この認知症カフェについては世羅町の高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の中にも書かれておりました。この中で課題というものが書かれていたんですけれども、参加者が固定しているために、認知症カフェの開催について広く住民へ周知を図るとともに、介護支援専門員へ情報提供を行うことで、介護者がカフェに参加することができるよう調整することが必要であるというふうにありました。このことについては少しは改善ができたのでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。昨年度につきましてはですね、新型コロナの関係でですね、集まる場というところを控えられる方が多くおられました。参加人数については少し想定していた人数よりは少なくなっております。

先程も答弁ありましたように「物忘れ相談プログラム」という簡易検査をしていただいております。その中で健診結果に合わせてですね、15点の検査なんですけれども、12点以下となられた方につきましてはですね、今の健康診断結果と合わせてですね、介護予防の事業について案内のほうを一緒に同封させていただきましてこういった事業のほうへ参加をしていただくように働きかけをさせていただきます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） そういった連動した形で進めてくださっているということにはすごい心強いものを感じます。

2問目に移りますけれども、先程の認知症施策推進大綱でも共生ということ

を求められておりますけれども、認知症の方が外出しても安心してお家に戻ることができるように「どこシル伝言板」を導入している自治体が増えております。認知症の方が衣服や爪などにQRコードシールを身につけ、誰かが発見したら自分のスマートフォンでQRコードを読み取ると自動的に家族などに直接かつ迅速に連絡が取れ、本人へのヒヤリングも不要で心理的な負担を最小限にできるという特徴があります。

世羅町民全員で認知症の方の見守りをすることで、認知症の理解にもつながるものというふうに考えます。

世羅町でも認知症QRコードシールを導入するお考えはありませんか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 2点目「新しい認知症のサポートは」についてお答えいたします。

世羅町でも、令和3年6月からQRコードを読み取る見守りシール交付事業を実施しております。

引き続き、この事業について広く町民の方々へ周知をはかり、関係機関と連携し、認知症の方の見守り支援を進めてまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 私の勉強不足でですね、既に導入をされているということはこの回答で知りました。世羅町の中でもこのQRコードを読み取るそういうシールを導入されているということなんですが、具体的にじゃあ、その内容とですね、どうすればこのシールを交付していただけるのかということについてご説明願えますか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。こちらのシールにつきましてはですね、申請のほうしていただくようになります。こちら福祉課のほうへ申請をしていただきます。おひとりにつきシール30枚セットでこちら無料で交付をさせていただきます。シールの交付対象者の方につきましては世羅町在住で

認知症など行方不明になる可能性のある在宅で介護を受けられておられる高齢者などが対象となります。

申請につきまして、申請情報としまして、スマートフォンが必要となります。そちらのほうに情報のほう業者のほうから登録をさせていただきます。シールを発行させていただきますして、そちらを対象者の方によく着られる衣服とかですね、鞆とか、そういう持ち歩かれるものにそちらのほう、シールを貼っていただきまして、周りの方がその方がちょっと認知になられているのかなと、帰るところがわからなくなっておられるのじゃないかなということがありましたら、そのQRコードを読んでもらえば登録されておられるご家族様のほうへ通報がいくというものでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 交付されるシールは何枚くらいを交付されるんですか。1枚ですか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） おひとりにつき30枚を交付させていただきます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） こういう新しいサポートの仕方というのは効果的だというふうに考えますけれども、実際に徘徊というか、そういう出てしまわれた場合にですね、このシールが貼られている、こういうことがあるということを世羅町民の方がご存じないと、たとえ見かけてもQRコードをじゃあ、読み取ってというふうになっていかないと思うんですね。せっかく効果的なこういうシール、QRコードの読み取りというものがあってもですね、町民に周知ができていないと効果が発揮できない。そういうことがあるんじゃないかと思うんですけれども、この周知についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○福祉課長（小林英美） はい、議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。昨年の6月からというふうにお

答えさせていただきましただけけれども、こちらを町広報のほうで啓発をさせていただきました。今現在、問い合わせや相談等はあるんですけども、実際交付しておりますのが、今、おひとりという状況でございます。今、いい事業だというふうに言われたんですけども、周知のほうはまだできてないのではないかとということもあります。今の健診結果のことでもありますし、ケアマネージャー、また警察署と関係機関のほうへはですね、この事業については周知のほうさせていただいております。住民の方についての周知がですね、今までちょっと足りてなかったのではないかなというふうに思いますので、引き続き広報啓発のほうは行っていきたいというふうに考えております。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） この周知という部分は大事なことだと思いますので、せっかくの効果的なものが活用できなくなってしまうので、しっかりと周知広報していただいて、皆が安心して出かけられる、そういう状況を作っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。聞こえが低下することで、いろいろな場に出ていくことをやめ、引きこもってしまう方も多いのではないでしょうか。補聴器などを使って聞こえを改善することは認知症の予防、進行を遅らせることにつながると思いますが、補聴器の購入費用の助成することはできませんか。お考えをお伺いいたします。

○ 福祉課長（小林英美） 議長。

○ 議長（米重典子） 福祉課長。

○ 福祉課長（小林英美） 3 点目の「認知症予防の観点からみた補聴器の購入助成は」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、聞こえが低下することで、地域の行事等への参加が億劫になり、その結果認知機能の低下を引き起こすことが心配されるところです。

聞こえの機能が低下し、補聴器が必要な方については、障害者支援制度での助成を実施しておりますが、認知症予防の観点からとしては助成基準を設けることがむずしく、現時点で購入助成は考えておりません。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この聞こえが低下することで加齢による聞こえの低下ということですがけれども、地域の行事等への参加が億劫になって、その結果、認知機能が下がって行ってしまふ、引き起こしてしまふということがあるというふうにお考えだと受け取りましたけれども、こういったことは実は実際に介護の現場にいらっしゃる方から補聴器の助成を考えてはいただけないかという申し出がありました。要望がございました。今回、こういった形で質問させていただいておりますけれども、本当にいろんなところに出ていかない。刺激がなくなるといふことがね、たいへん認知症にとっては大きな大きな問題になってくるということをおの方も訴えておられました。この聞こえの機能が低下して補聴器が必要になったっていうのは障害として難聴としての聞こえの低下ということですよ。加齢による低下ではないということでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。聞こえの機能の低下ということは加齢ということも考えられます。こちらの補聴器のことにつきましてですね、県内の状況を確認をさせていただきました。昨年度の状況ではございますけれども、県内でこの補聴器の助成をしている市町については実施がございませんでした。県外であれば数か所あったかなというふうに思います。今、福祉課のほうでは高齢者の方が外出しづらいというのは難聴のみならず、視力の低下、筋力の低下による行動制限などさまざまな要因が考えられるというふうに考えておりますので、介護予防事業等を実施し、引き続き高齢者の方が安心して暮らせるように支援のほうをしていきたいというふうに考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ここで先ほど聞こえの機能が低下するのに、加齢も加わるというふうにおっしゃいました。では、高齢者の加齢による聞こえの低下であれば、どういう条件であれば補聴器の助成、障害者支援制度での補聴器の助成というのは可能なのでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。補聴器の助成につきましては、申し訳ございません。先程も答弁させていただきましたが、助成の基準というんですかね、そちらのほうを設けることが困難ではないかなというふうに考えておりますので、今現在のところは助成のほうは考えてないということになります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 先程の答弁と違って思うんですけど、私が間違ってますかね。加齢による聞こえの低下は入らんですかねと聞いたら、それは入りますってさっきおっしゃいましたよね。

○議長（米重典子） 障害者支援制度の助成はどういう基準なのか。それに今の加齢によるものが入るのかということを知りたいです。

○8番（松尾陽子） そういうつもりで聞いたんですけれども。

○議長（米重典子） その辺を先に説明を。

○福祉課長（小林英美） 失礼いたしました。障害者支援制度での助成についてなんですけれども、こちらのほうが聞こえの程度と年齢別による低下というものがございまして。今、実施しております障害者支援制度につきましては、高度の難聴ということで、大きな声での会話でも聞き取りにくいところのレベルの方が今の障害者支援での補聴器の助成の対象となります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） その高度の難聴という捉え方ですよね。高度の難聴、たとえば何デシベルの音が聞こえたら大丈夫なのか。どこまでが対象となるんでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。高度の難聴につきましては、70デシベル以上90デシベル未満が対象となります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） わかりました。では加齢によるものでも、高齢者の方でも中に入れば、障害者制度を使って補聴器を購入できるということですね。はい、ありがとうございます。

4番目、次の質問に移ります。国の認知症施策推進大綱でも5つの柱のひとつが普及啓発です。生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ地域の中で自分らしく暮らし続けることができる社会にするためには地域の理解と協力が大変重要だと思います。今後新たな認知症基本法のもと、世羅町の施策を進められていくと思いますけれども、今後の普及啓発活動についてのお考えをお伺いします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 4点目「認知症に関する今後の普及啓発」についてお答えいたします。

認知症になっても住み慣れた地域で生活するためには、必要な医療や介護の提供、そして地域での見守りや支えあいなどのできる環境が必要です。

認知症の正しい知識と理解を深めるための啓発や取組みを進め、認知症に関する相談窓口の周知とともに、認知症予防の取組みを推進し、早期発見・早期対応が行えるよう、関係機関等との連携を強化するとともに、家族などの介護者の負担を軽減するために、介護サービスや生活支援等を適切に利用できる体制を整えてまいります。

また、判断能力の低下により、各種手続きや、必要な支援・サービス利用へつながらないことがないように、権利擁護の視点からも、世羅町成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の利用支援、普及啓発に努めてまいります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ただいまのお答えの中でですね、認知症の正しい知識と理解を深めるための啓発や取組みを進めるというふうにありました。具体的にじゃあ、どういったことをするというふうにおっしゃっているんでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。サロン等への地域のさまざまな場において認知症の症状に関する正しい知識等を啓発や早期発見のための健診について皆様のほうへ周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） その周知を図るための手立てはということをお聞きしているんですけども。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。周知につきましてですけれども、先程答弁しました認知症に関する相談窓口というものがですね、地域包括支援センターになります。認知症に関する相談窓口というものがですね、皆様のほうに周知ができてない、どこに相談すればいいのかということをよく耳にいたします。ですので、相談窓口は地域包括支援センター、福祉課というところをですね、もう少し広報等も通じてですね、周知のほう図ってまいりたいというふうに思います。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ほんとに大事な部分ですので、いくらどんなに素晴らしい取組みをしているとしてもそれが住民のほうに届いていなかったならば、やってないのと同じことになりますので、しっかりとこの点は周知を徹底をしていただいて、啓発に取り組んでいただきたいというふうに思います。

昨年、公明党のほうで高齢者に対してアンケートを実施させていただきました。心配なこと、政策として取組んでほしいことは何ですかとお聞きしたところ、一番多かったのが、家族、まして自分自身が認知症になること、そのことがやっぱり心配だ、怖いというふうにおっしゃる方が非常に多くございました。政策として認知症対策についても取組んでほしいんだというお声をたくさん頂戴いたしましたので、この認知症を発症してもその地域の中で自分らしく明るく楽しく生活していくことができる、これは非常に大切なことだというふうに考えま

すので、この対策についてはいろんなことを網羅して対策してくださっておりますので、しっかりと周知をしていただいて、誰もが安心して年を老いていける、そういう世羅町にさせていただきたいということを強く念願をして、お願いをして、希望をして私の一般質問を終わりたいと思います。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。認知症になるのは誰も怖いことだというふうに思います。私もそのように思います。認知症になっても進行を遅らせる、認知症になっても地域で安心して暮らせるような施策について第8期の介護保険事業計画の中にもいろんなさまざまな事業を展開するように盛り込んでおります。こちらの事業を計画に則ってあと2年間ではございますけども、事業のほう推進してまいりたいと思います。

また次の計画等もございますので、そちらのほうについてもどのような認知症施策が必要なのかということアンケート等も行う予定ではございますので、そちらのほうで皆様のご意見を取り入れて推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（米重典子） 以上で8番 松尾陽子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、終了しました。

本日は、これで「散会」します。

次回の本会議は、9月7日 午前9時 から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

.....

散 会 1 3 時 5 2 分